

港区職員の給与に関する条例新旧対照表（第一条関係）

改正案	現行
<p>（この条例の目的）</p> <p>第一条 この条例は、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 次の各号に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。</p> <p>一 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第一項に定める教育公務員（区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。）</p> <p>二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員（教育公務員特例法第二条第一項に定める教育公務員のうち、区立幼稚園、小学校及び中学校の講師を含む。）</p> <p>（中略）</p> <p>（初任給及び昇格昇給等の基準）</p> <p>第六条 （略）</p>	<p>（この条例の目的）</p> <p>第一条 この条例は、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第一項に定める教育公務員（区立幼稚園の園長及び教員に限る。）の給与に関する事項は、別に条例で定める。</p> <p>（中略）</p> <p>（初任給及び昇格昇給等の基準）</p> <p>第六条 （略）</p>

257 (略)

8 地方公務員法第二十八条の四第二項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

9 (略)

(中略)

(育児休業に伴い臨時的に任用される職員の給与)

第十九条 育児休業法第六条第一項の規定により臨時的に任用される職員（常時勤務を要するものを除く。）の給与は、区長が職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で人事委員会の承認を得て定める。

2 前項の職員に対しては、他の条例に別段の定めがない限り、同項に定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(中略)

(期末手当)

257 (略)

8 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

9 (略)

(中略)

(臨時職員の給与)

第十九条 臨時的に任用される職員の給与は、区長が職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で人事委員会の承認を得て定める。

2 前項の職員に対しては、他の条例に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(中略)

(期末手当)

第二十一条 期末手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十一条の三までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（区規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の区規則で定める日（次条及び第二十一条の三においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（区規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2／5 (略)

第二十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第二項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一 (略)

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職した職員

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

第二十一条 期末手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十一条の三までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（区規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の区規則で定める日（次条及び第二十一条の三においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（区規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2／5 (略)

第二十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第二項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一 (略)

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職した職員（同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者在職期間中の行為に係る刑事事件に~~関し~~禁錮以上の刑に処せられたもの

(中略)

(勤勉手当)

第二十一条の四 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（区規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の区規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（区規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

256 (略)

(特定職員についての適用除外)

第二十一条の五 (略)

2 第九条の三から第十一条まで及び第十一条の三の規定は、再任用職員には適用しない。

3 第六条第二項から第六項までの規定は、臨時的に任用される職員には適用しない。

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者在職期間中の行為に係る刑事事件に~~関し~~禁錮以上の刑に処せられたもの

(中略)

(勤勉手当)

第二十一条の四 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（区規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の区規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（区規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

256 (略)

(特定職員についての適用除外)

第二十一条の五 (略)

2 第九条の三から第十一条まで、第十一条の三及び次条の規定は、再任用職員には適用しない。

(後略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中港区職員の給与に関する条例第二十一条第一項、第二十一条の二第二号から第四号まで及び第二十一条の四第一項の改正規定並びに第二条中港区職員の退職手当に関する条例第十六条第一項第二号の改正規定並びに次項の規定 令和元年十二月十四日
- 二 第一条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第二条(同号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに付則第三項の規定 令和二年四月一日

(港区職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 前項第一号に掲げる規定の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三十七号)第四十四条の規定による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第一条の規定による改正

(後略)

後の港区職員の給与に関する条例第二十一条第一項、第二十一条の二第二号及び第二十一条の四第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(港区職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の港区職員の退職手当に関する条例第二条及び第十一条第五項の規定は、付則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

港区職員の退職手当に関する条例新旧対照表（第二条関係）

改正案

現行

<p>2 常時勤務に服することを要しない職員のうち、常時勤務に服する</p> <p>二 (略)</p>	<p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p>
<p>(前略)</p> <p>(支給対象)</p> <p>第二条 退職手当の支給を受ける者は、常時勤務に服することを要する職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の四第一項又は第二十八條の六第一項の規定により採用された職員を除く。）で、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号）第二条に定める給料を支給される職員</p>	<p>(前略)</p> <p>(支給対象)</p> <p>第二条 退職手当の支給を受ける者は、区に常時勤務する職員で、次に掲げる者とする。</p> <p>一 港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号）第二条に定める給料を支給される職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）</p> <p>二 港区職員の給与に関する条例第十九條に定める給与を支給される職員のうち、その勤務形態が前号の職員に準ずる職員で区長が定める者</p>

ことを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、前項の退職手当の支給を受ける者とみなす。ただし、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。

(中略)

(勤続期間の計算)

第十一條 (略)

2と4 (略)

5 第一項に規定する職員として引き続いた在職期間には、東京都の職員、東京都の公営企業の職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員、国家公務員、その他の地方公務員及びこれらに準ずる者として区規則で定める法人(以下「規則法人」という。)の職員(区規則で定める者を除く。以下「都職員等」という。)から引き続いて、職員となつた者(その他の地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となつた者のうち区長が特に必要と認める者に限る。以下この項において同じ。)の都職員等として引き続いた在職期間及び職員が都職員等となり、引き続いて職員となつたものの先の職員として引き続いた在職期間の始期

(中略)

(勤続期間の計算)

第十一條 (略)

2と4 (略)

5 第一項に規定する職員として引き続いた在職期間には、東京都の職員、東京都の公営企業の職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員、国家公務員、その他の地方公務員及びこれらに準ずる者として区規則で定める法人(以下「規則法人」という。)の職員(以下「都職員等」という。)から引き続いて、職員となつた者(その他の地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となつた者のうち区長が特に必要と認める者に限る。以下この項において同じ。)の都職員等として引き続いた在職期間及び職員が都職員等となり、引き続いて職員となつたものの先の職員として引き続いた在職期間の始期から都職員等としての引き

から都職員等としての引き続きいた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続きいた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。

6| 港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年港区条例第 号）第二条第一項第一号に規定するフルタイム会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）が退職した場合（第十六条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となつたときは、第三項の規定を準用する。この場合において、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員としての引き続きいた在職期間によるものとし、当該在職期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数によるものとする。

7| (略)

8| (略)

9| 第十三条の規定による退職手当を計算する場合における勤続期間の計算については、第一項から第六項までの規定により計算したた在職期間に一月未満の端数がある場合には、その数は切り捨てる。

(中略)

続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続きいた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。

6| (略)

7| (略)

8| 第十三条の規定による退職手当を計算する場合における勤続期間の計算については、第一項から第五項までの規定により計算したた在職期間に一月未満の端数がある場合には、その数は切り捨てる。

(中略)

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第十六条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者
- 二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

2・3 (略)

(後略)

付則

(施行期日)

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第十六条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者
- 二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2・3 (略)

(後略)

- 1| この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - 一| 第一条中港区職員の給与に関する条例第二十一条第一項、第二十一条の二第二号から第四号まで及び第二十一条の四第一項の改正規定並びに第二条中港区職員の退職手当に関する条例第十六条第一項第二号の改正規定並びに次項の規定 令和元年十二月十四日
 - 二| 第一条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第二条（同号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに付則第三項の規定 令和二年四月一日
- 2| （港区職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
 - 前項第一号に掲げる規定の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）第四十四条の規定による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第一条の規定による改正後の港区職員の給与に関する条例第二十一条第一項、第二十一条の二第二号及び第二十一条の四第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3| （港区職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
 - 第二条の規定による改正後の港区職員の退職手当に関する条例第

二条及び第十一条第五項の規定は、付則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。